

No.	該当箇所			質問	回答
	区分	頁	事項		
1	事業者募集要領	13	設計事業者、工事監理事業者の参加資格要件	地域優良賃貸住宅の一連の整備の設計監理実績は今回の参加資格要件に該当しますでしょうか？	参加資格要件に記載の「公営住宅」とは、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に定める公営住宅を言います。よって、質問内容に記載の実績は、公営住宅の設計の実績とは言えません。
2	事業者募集要領	7,8	要求水準	集会所について面積規定はあるのでしょうか？また何人くらいの人数が利用する想定なのでしょうか？	集会室の面積は、利用者1人あたり0.5㎡程度とし、利用者の数は住戸数×1.5人とする。 集会所には、集会室、湯沸室、トイレ及び物置を設置する。トイレは車椅子利用者も利用可能なものを1箇所以上設置する。